# 科学研究費助成事業(科学研究費補助金)研究成果報告書

平成24年 4月20日現在

機関番号: 1 1 3 0 1 研究種目:基盤研究(B) 研究期間:2009~2011 課題番号:21330188

研究課題名(和文)「子ども・青少年」行政の統合化と専門家養成に関する国際比較研究 研究課題名(英文)Comparative Study on the integration of Children and Young People's Administration and the training of professionals

研究代表者

宮腰 英一 (MIYAKOSHI EIICHI) 東北大学・大学院教育学研究科・教授

研究者番号:50166138

#### 研究成果の概要(和文):

①海外:(1)子ども行政の統合化・協働化推進国 1)英国ロンドン・ワンズワース地区、カムデン地区、ブライトン市などの市当局及び「子どもセンター」を訪問し、連立政権の子ども行政の統合化、専門家の研修体制の特徴を解明。2)米国マサチューセッツ州幼児教育保育局、スウェーデンストックホルム市、ヨテボリ市など、フィンランド教育省を訪問し協働化の実態を解明。4)統合化・協働化の非推進国(ドイツ、フランス)の訪問調査を実施。②国内調査:子ども行政の窓口一体化の進捗状況を、秋田県、同男鹿市、長崎県長崎市、同佐世保市、大分県、新潟県妙高市などを訪問し、関係者へのインタビュー及び資料収集を通じてあきらかにした。

#### 研究成果の概要 (英文):

The multi-agency nature of children's services infiltrate into the UK, USA and Nordic Countries. Through inquiry into several Local Authorities in the UK former Labour Government proposed 'Children's Centre' for attempting to strengthen collaboration for delivering social services and to share information concerning children among different organizations. New Coalition Government basically takes over the idea of joined-up thinking but revises the method for implementation. In Germany and France the multi-agency working is never so popular. In Japan we found several prefectures and cities promote the administration of one-stop-shop service for children.

交付決定額 (金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2009 年度	5, 600, 000	1, 680, 000	7, 280, 000
2010 年度	4, 600, 000	1, 380, 000	5, 980, 000
2011 年度	4, 200, 000	1, 260, 000	5, 460, 000
年度			
年度			
総計	14, 400, 000	4, 320, 000	18, 720, 000

研究分野:教育社会学

科研費の分科・細目:比較教育学

キーワード: 社会ネットワーク、協業型政府、子ども・青少年行政、多機関相互協力、専門職、 教育委員会、子どもセンター

#### 1. 研究開始当初の背景

我が国は少子高齢化の進展や多額な債務 を抱える厳しい財政状況を受けて、教育政策、 教育行政をめぐる環境条件の変化に対応す る新たなシステムの構築を課題としている。 子どもや青少年を取り巻く課題の深刻化、複 雑化に伴い、従来の教育政策・教育行政のみ での対応には限界があり、関係機関相互協力 により、人間の発達・保全を包括的に把握し、 保障する総合行政機能とその再組織化が求められている。しかし現実には子ども行政の 対象領域における縦割り組織、分離独立性、 などセクショナリズムの壁が厚く、加えて各 省庁・部局間の既得権益への固執から、その 解消は困難な状況にある。こうした中で、近 年、教育、福祉、労働、警察など異なる行政 や職業文化の相違を越えて、共有化を図り、 改策領域の統合化を進め一体的サービスの 提供をめざす「多機関相互協力事業」の動き が顕在化しつつある。

#### 2. 研究の目的

本研究の目的は、欧米諸国で進行しつつある「子ども・青少年」を核とする行政の統合化・協業化による教育行政組織の再編動向に注目し、①教育と隣接する福祉・医療・警察・労働の行政領域との区分の柔軟化や連携が、中央及び地方当局においてどのように再構築されているか、②その事業を担う専門家の養成や資格付与、並びに責任体制をどの組織改済を踏まえた組織改編により、省庁・部局統合を図る協業型政府(joined-up government)への移行の実態と効果、並びにそれに伴う課題について国際比較の観点から実証的に解明する。

#### 3. 研究の方法

国内外の機関・当局への訪問インタビュー調 査による。

# 4. 研究成果

(1)教育行政組織の再編成 2007 年 6 月 28 日ブレア政権に代わりブラウン政権が誕生した。その年に首相主導で中央教育当局は「子ども・学校・家庭省」(DCSF)へと改組再編された。1944 年教育省が誕生して以来、1964 年教育科学省、1992 年教育省、1995年教育雇用省、1997 年教育技能省と遷移してきた。この改組で「教育」の名称が消えた。一方、地方においては 1902 年以来の「地方教育当局」(LEA) は、2004 年子ども法で「地方当局」(LA) と改称された。ここでも「教育」が消えている。

ブラウン労働党政府の教育改革の特徴は、子ども・青少年のニーズを中心に据え、教育分野に近接する健康・医療・福祉・雇用などの諸分野を包摂した統合的な政策遂行を目指したところにある。加えて、国・自治体などの政府組織のみならず、企業、民間営利団体、NPO、市民組織など多様なアクターが相互に連携協力した公私協働による組織体が、それぞれの特徴と長所を活かしながら他の組織とのネットワークにより課題解決にあたるといった「ネットワーク型ガバナンス」

による教育支援システムの構築が指向された。ブラウン政府は公共サービス提供の現代化策である協業化のもとで、「子ども・青少年」行政を統合化し、ECM をスローガンに19歳までの子ども・青少年の福利に関する総合的施策の実現を図ろうとした。

(2) ラミング・リポートと『すべての子ど もを大切に』子ども・青少年行政の見直しの 背景には2000年2月25日、8歳の少女ヴィ クトリア・クリンビエの虐待死事件があった。 アフリカ象牙海岸出身の少女はイングラン ドの親戚の養母に預けられたが、学校にも行 くことなく養母・養父の虐待を受けていた。 残虐行為については「ラミング調査報告書」 (2003年1月) に詳しい。報告書によると、 少なくとも3つの住宅サービス当局、4つの ソーシャル・サービス局、2 つの警察署の児 童保護チーム、児童虐待防止全国協議会 (NSPCC) の専門家、さらに 2 つの病院が 少女のことを良く知っていた。しかし結果的 に誰も彼女が被っている虐待を取り上げよ うとしなかった。問題は児童保護の法的な枠 組みにあるのではなく、それを実施する体制 にあると結論づけた。報告書は危機に立つ子 どものソーシャル・サービス、ヘルスケア、 警察行政などの連携を密にし、各専門職の間 での責任体制の確立を勧告した。

この勧告に基づいて政府は同年6月に子ど も、青年、家庭の教育及びソーシャル・サー ビスを所管する「子ども・青少年・家庭閣外 相」を新設。9 月には緑書" Every Child Matters"を公表し、そこで育児、里子制度、 少年非行対策など、子どものライフチャンス を危機にさらしているあらゆる分野に言及 し、子どもが人生の「確かなスタート」を切 ることができるように、子どもの健康、安全、 学力達成、社会への積極的貢献、経済的福利 の増進といった達成目標を5つの「アウトカ ム」指標で示した。緑書を受けて成立した「子 ども法 2004」は、子ども事務に関する包括的 アプローチを規定し、「子ども・青少年」関 連施策を促進する多機関相互協力事業開発 プログラムを具体化した。同年末の『ECM: 学校における子どものための変革』 (2004.12)は、教育技能相、保健相、労働年 金相はじめ関係大臣 16 名の署名により同法 実施のスケジュールと子ども・青少年関連事 業に係わる地方行政の変革プログラムの枠 組みを示した。その後引き続き子どもの健康、 学校教育、ソーシャルケアー、犯罪、青年と 薬物などに関する政策文書が発表された。

ECM の構想は、子どもに対する公共サービス提供のシステム全体を、目標達成の機会とアウトカムの向上を図るために変革することである。変革の視点は①子ども・青少年ならびに家庭をめぐるサービスの構築、②親や看護士サポート、ワークフォースの雇用文化

や業務の改革と統合化、③普遍的でかつ目標 設定によるサービスの提供、④0歳から概ね 19歳を対象とするサービスの改善である。

(3)「子ども行政」の統合化 1999 年 3 月 『白書:政府の現代化』(Cm4310) は、公共 サービスを提供する際に省庁、エージェンシ 一、地方当局の間にある障壁を崩すこと、す なわち公共セクターの職員は統合化されサ ービス提供のために組織的境界を越えて協 働して業務を遂行すべきことを提言した。こ の提言を受けて出された会計検査院長官報 告書『公共サービス向上のための協業化』(7 December 2001) は、就学前の子ども施策、 ホームレス支援、就学支援、消費者行政、国 際貿易の5つの優先領域において「協業型政 府」の推進を提案した。協業型政府の意味は、 「共通の目的に向けて組織的境界を越えて 公的、私的、ボランタリな団体の多くが共に 活動すること」。メリットとして①高齢者や 子どもなどの顧客に対して部局横断的な幅 広いプログラムを提供できること、②ドラッ グ、ホームレス、青少年犯罪、地域再生など 取り扱いの難しい社会問題を相互に関連づ け、かつ支援することで成功のチャンスを増 すこと、③一連のサービスを一箇所で提供す ることにより、供給の改善を図れること、④ 異なる経歴や経験を有する者を相互に結び 付けることにより、革新化可能なこと、⑤公 共サービスの重複を除去し、経済効果を高め ることでコスト削減を図れること。

これらを実現するために 2001 年内閣府に設置された「公共サービス改革室」は組織のセキュリティ、システム化、インセンティンやスキルの付与により、協業化事業推進の中心的な役割を担うことになった。子ども行うと、特に 0~4 歳の就学前の保を回り、協力では、特に 0~4 歳の就学前の保を回り、場が見教育のサービス供給の統合化を増進し、子どもが良好な学校生活を開始できることが良好な学校生活を開始できることが主要課題とした。子どもセンターは 2009 年 5 税よでに全国で 3000 施設、240 万世帯を対象とするまでに普及拡大した。

(4)多機関相互協力による子ども行政の推進 このように「子ども・青少年」の政策は、教育のみならず福祉・労働・医療・警察など 隣接する事務領域と統合を図り、子ども・青少年支援とケアに関する事業の協業化を図ったが、その結果、地方教育当局は廃止され、地方当局として実質的に子ども関連業務を司る当局となった。

その結果、第1に地方当局の長は教育局長に代わって「子ども関連業務担当局長」(DCS)が職務を担うことになった。その内容は①教育行政とともに子どもの社会サービス

について専門的責任と財政上の効果や妥当 性等についての説明責任を負うこと。②ボラ ンタリ・セクターなど各種事業提供者との効 果的なパートナーシップ形成を任務とする ようになったこと。③文化及び実践における 改革のリーダーシップを担う戦略的ディレ クターとして位置付けられたこと。一方、政 治のレベルでは、統括担当委員が地方当局の すべての子どもサービスの効果性、有用性並 びに費用対価値に関する政治的説明責任を 負うようになったこと。④子どもサービスの 向上のために地域コミュニティを包摂し、か つ活性化するためのリーダーシップを担う こと、⑤サービスを提供するボランタリ、コ ミュニティ、民間、公的セクターとの連携を 築き、かつ子どもの福利の促進や保護に関し て DCS とともに監督することである。

第2に5つのアウトカム指標(子どもの健康、安全、学力達成、積極的貢献、経済的福利)を明示し、施策や事業の実施により発生する効果や成果を最優先とした。バーミンガム当局の場合、子どもや家庭に関する科学的な社会調査を実施し、その結果をもとに実施計画を策定した。

第3に、教育水準局(OFSTED)の学校査察は、子どもの健康、安全、学力達成、積極的貢献、経済的福利の達成の5大指針に基づいて広範に実施されることになり、その結果学校は学業成績のみならず子どもの状況をホーリスティックに把握しなければならなくなった。

第4に学校は「拡大学校」として児童生徒の早朝・放課後の活動やコミュニティの社会活動へと多目的に使用されるようになったこと。同様に「子どもセンター」は就学前の乳幼児の教育とケア、家庭支援、健康、雇用支援などのサービスを総合的に提供する組織として機能することになった。

「子ども・青少年」政策の目標達成にあたって、関係する専門職、ボランタリあるいはコミュニティ・セクターのサービス提供者の代表から構成される「子どもトラスト」は、職員間の糾合、実施過程の統合、システムの統合、関係諸機関相互協力のガバナンスを実現する上で主要な触媒と見なされている。「子どもトラスト」は「協働の義務」を核とする。その基本形態は、①子ども中心、学校ウトカム重視の考え方、②組織された事業提供の最前線での統合化、③事業提供のプロセスの統合化。④統合化戦略、⑤強固な機関相互協力ガバナンスである。

(5) **ECM 政策の実状と課題** 「子ども・青少年」関連施策の協業化の実施状況について、2008 年 12 月に『子どもプラン:この 1年の進捗』が出され、1 年間の成果と今後の課題が示された。ここでは①子どもの健康と福祉は子どもセンターのサービスを通じて

向上しつつあること、②子どもの安全に関してはさらなる対策が必要であること、③「拡大学校」の支援により教育の質の向上が認められるが、特別な教育ニーズを持つ子どもの教育については更なる改善が必要とされること、④教員の資質の向上や連携協力が進展していること、⑤十代の学習や訓練機会の拡大が認められること、⑥アルコールや薬物対策など青少年の健全育成を一層図る必要があること、⑦教育と福祉の連携を進める「子どもトラスト」の組織強化を図ること。

一方、ソーシャル・ワーカーの視点から、機関相互協力を実効化するための要点が述べられている。機関相互協力による協働の表方は従来からあるが、問題はむしろ執行過程における機関相互間の不調和にあった。調和を快復するためには、子どもの保護に関して専門職や関係諸機関が情報と責任を共有すること、そのために他の専門職はソーへの理解を深め、協働化としているの理解を深め、協働化や門的の共通化、共有化を図らなければならの開語の共通化、共有化を図らなければならないとしている。組織再編にあたって当事者意識を醸成するために研修は不可欠である。

こうして中央、地方当局における「教育行政」の位置づけが大きく変化した。結果として教育の新公共性空間は、福祉・労働・医療・警察などを包括する「子ども・青少年」行政において相対化されることになった。教育は、経済的福利や相互関係の一側面として、教育の達成も福利や相互関係のなかで評価されることになった。この理念を実現するために教員やソーシャル・ワーカーほか関係する専門職の間で、いかにして組織間の壁を乗り越えて連携協力し、業務遂行の横断的実効性を高めていくかが課題となる。

(6)保守自由連立政府による子ども行政シ ステムの改革:マンロー報告 2010 年 5 月 に成立した保守自由連立政府は、同年6月10 日にマンロー (Munro) 教授に前政権の ECM 政策を見直し、新たな子ども保護政策の在り 方に関する諮問をおこなった。M.Gove 教育 相から Munro 教授に依頼した内容は、危機 的な状況に置かれている子どもの保護に関 して前労働党政権の政策を好意的に評価し ながらも、行政事務組織や規則の肥大化の問 題、並びにソーシャル・ワーカーの専門的知 識やスキルが十分発揮されていない問題に 対応する提言を求めるものである。子どもの 保護に関する政府の方針として、次の3つの 原則を重視している。第1は早期の介入であ る。第2に最前線で実務に携わるソーシャ ル・ワーカーへの信頼である。第3に透明性 と説明責任の明確化である。

最終報告書は 2011 年 5 月 10 日に提出され、政府に対して 15項目の勧告がなされた。 その基本的な考え方は、「制度中心から子ど

も・家庭を中心とする保護制度へ」の転換で ある。ECM の法令の枠組みは制度改革の成 果が不十分であり、制度を子どもや青年、家 庭といった現場と専門的な取り組みを重視 する。また予防的なサービスと子どもや家庭 に対する幅広いサービスの提供を行う。その ために関係の規則・行政事務の見直しをおこ ない、政府に助言を与える「主任ソーシャ ル・ワーカー」と地方当局に「子ども・家庭 担当ソーシャル・ワーカー」を配置し、専門 的知識とスキルの重視、関係法令・手続きの 簡素化、関係機関との連携、子どもや家庭の ニーズに沿った支援やサービスの提供など に努める。教育省、保健省、NHS、地方当局、 専門職団体並びに事業者は協働プログラム を作成し、保護・予防措置の改善に努める。

マンロー勧告を実行する上で、政府は前政 権の子ども行政に係る基本的視点の見直し を求めると共に中央からの上意下達的なや り方ではなく、政府、地方のエイジェンシー、 地方当局並びに専門職とのジョントベンチ ャーを構想している。多機関協働化を進める 専門職研修プログラムを開発し、新たな専門 職 National Professional Qualification in Integrated Centre Leadership を創設した。 もう一つの特徴は、「子どもセンター」を中 心とする取組から家庭を中心とする関与へ とシフトしたことである。連立政府は、多機 関相互協働による推進を重視しつつも、強く 安定した家庭こそが強く安定した社会の基 礎であること、それゆえそうした家庭が子ど もを健康で、幸福で、成功した成人へと導く ことを重視して①幼児期の家庭支援、②問題 を抱える家庭支援、③子どもの貧困を課題に 家庭の支援策を講じることになった。

### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計29件)

1. <u>宮腰英一「</u>進む『子供』行政の統合化ー 児童虐待の急増受けた英国-」『内外教育』 2009 年 8 月 4 日 4-6 頁、査読無

# 〔学会発表〕(計7件)

- 1. <u>澤野由紀子</u>「スウェーデンにおける子ども・青少年行政の統合に関する研究」日本教育政策学会第18回大会 2011年7月2日(琉球大学)
- 2. <u>中島千恵</u>「アメリカにおける保幼小連携:その論理」日本比較教育学会第 47 回大会 2011 年 6 月 24 日(早稲田大学)

## [図書] (計3件)

1. <u>園山大祐</u>『学校選択のパラドックスーフ ランス学区制と教育の公正』勁草書房 2012 年 256 頁 2. <u>宮腰英一編著『「</u>子ども・青少年」行政 の統合化と専門家養成に関する国際比較研 究 (研究成果報告)』東北大学大学院教育学 研究科、2012 年、全 211 頁 (14 論文所収)

3. <u>宮腰英一編著『「</u>子ども・青少年」行政 の統合化と専門家養成に関する国際比較研 究(中間報告)』東北大学大学院教育学研究 科、2011 年 6 月全 182 頁(12 論文所収)

[産業財産権]

○出願状況(計 0 件)

名称: 発明者: 権類: 種類:

出願年月日: 国内外の別:

○取得状況(計 0 件)

名称: 名称明者: 権利者: 番号: 取得年月E

取得年月日: 国内外の別:

〔その他〕 ホームページ等

- 6. 研究組織
- (1)研究代表者

宮腰 英一(MIYAKOSHI EIICHI) 東北大学・大学院教育学研究科・教授 研究者番号:50166138

(2)研究分担者

大桃 敏行 (OMOMO TOSHIYUKI) 東京大学・大学院教育学研究科・教授 研究者番号: 10201386

森田 朗(MORITA AKIRA) 東京大学・公共政策学連携研究部・教授 研究者番号:80134344

若林 直樹 (WAKABAYASHI NAOKI) 京都大学・大学院経済学研究科・教授 研究者番号:80242155

中島 千恵 (NAKAJIMA CHIE) 京都文教短期大学・文教育学部・教授 研究者番号: 20309107 谷川 至孝 (TANIGAWA YOSHITAKA) 佛教大学・教育学部・准教授 研究者番号:50283578

澤野 由紀子 (SAWANO YUKIKO) 聖心女子大学・文学部・教授 研究者番号: 40280515

園山 大祐 (SONOYAMA DAISUKE) 大阪大学・人間科学部・准教授 研究者番号:80315308

青木 栄一 (AOKI EIICHI) 東北大学・大学院教育学研究科・准教授 研究者番号:50370078

南部 初世 (NANBU HATSUYO) 名古屋大学・大学院教育学研究科・准教授 研究者番号: 40263058

樋口 修資 (HIGUCHI NOBUMOTO) 明星大学・教育学部・教授 研究者番号:00533134

(3)連携研究者なし